**平成30年度　第２回大阪府景観審議会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

 開催日時：平成31年１月23日(水)　13:30～15:30

出席委員：加藤(晃)会長、下村会長代理、中嶋委員、長町委員、野呂委員、若本委員、石川委員、加藤（精）委員、鈴木委員、髙見委員、竹中委員、武田委員、橋本委員、久保委員、井手専門委員、藤本専門委員

**◆淀川の魅力ある景観づくりに向けた検討**

（事務局説明）

（委員）

この淀川の魅力ある景観マップというのは、誰が魅力あるといっているのか、オーセンティシティを得たものなのかということと、魅力はこれ以上ないものというのか、これがほぼ決め手というものなのか。そのあたりをどう説明するのかお聞きしたい。

（事務局）

マップはこれでフィックスをするというものではなく、どんどんブラッシュアップしていきたいと思っています。誰が魅力に感じるのかというのは、コンテストで応募いただいた写真以外に、沿川の自治体やプラットフォームのメンバーなど、いろいろな方が、これが淀川の売りと推すところや、沿川にお住まいの方が是非PRしたいというところの写真など送っていただいたものもあります。少し主観的なもの部分も含めて、魅力的なという表現をさせていただいておりますが、どんどんいいものは新たに追加したり更新したりできるかなと思っています。

（委員）

バージョン１とか、何年度のものなど、時間的なものがいりそうですね。

（委員）

条例に基づいて指定した500ｍの景観計画の区域の中でいろいろ取組をされてきた中で、近隣の方々と一緒にやってようやく淀川を活かした形で、具体的な方向がでてきたというのは非常に評価できるものと思って拝聴しておりました。その中で何点か気になるところがございました。

　一つは景観資源マップを作成されているのは非常に大事な話ですが、唯一橋に電飾をかけるというのはございましたが、そういうハード整備を行って資源活用方法についての議論、発掘した資源を保全したり、何かアプローチをしたりする議論はあまりないと感じました。

　　河川計画を作る際には、視対象となる景観資源の重要性と同時に、それをどこから見るかの視点場に来ていただく方法を考える必要があると感じました。葦原があったり、周辺に歴史的な神社があったり、美しいまちなみがあったりとする場合に、そこにいってもらうというのが非常に大事だと思いますし、そういう景観資源に入り込んでみる景観と、ある程度、遠景からみる景観とは違うので。特に淀川を対象としていることですので、大景観をいかに府民のみなさんに知っていただくかの視点場の整備、周知並びに資源をどう見せるかが、今後課題となってくるかと思います。今後資源については、例えば河川法や歴史的な資源にかかわるような法律、まちなみ保全にかかる条例など多岐にわたることも多いかと思いますので、こちらとしてはそれをどう見せるか、どう周知していくかが勝負の決め手となると考えています。

　　今回の資源の分布情報とかがあるのであれば、おすすめのルートやどこからみたらいいよという情報提供が今後必要になってくるかと思います。

（委員）

淀川の景観づくりの方針のところで、景観資源をお持ちのそれぞれの地域の方向性はわかったのですが、それぞれの地域をどうつないでいくかというところがあまりでてこなかったような気がします。

　府がまとめられるということですと、それぞれの活動をどうつないでいくのか、全体性みたいなものを提示した方が、それぞれの市町でどう美観づくりをしていくかをお互い理解しながら進めていけるのではないかと思います。

　　また、写真で魅力的なものを発掘されたのは非常に良かったのですが、繋ぐという意味では動画みたいなもので河口からずっと上流に向かって、さまざまな活動とかビュースポットを紹介しながら川をさかのぼっていく。普段見られないような視点から全体性を見せていくとかのような手法をすれば非常にわかりやすいのではないかと思います。

　　あと、具体的に景観づくりについてどのような方法があるのかということです。橋をライトアップするとかも、川の沿川であるテーマ性をもってライトアップしていくというのもあるでしょうし、自然であったらどう見せて、どう自然を作っていくのかというのもあるでしょうし、ビュースポットであればどう視点場を整備していくのかといった具体的な方法案みたいなものも盛り込んでいくと事業性、実効性が高まるのではないかと思いました。

（事務局）

この一年間は検討会の中で大きな方向性を出したのですが、実際行うにあたってプラットフォームの中でどう具体的に進めていくのかを議論を深めながら検討していければと思います。

（委員）

これは淀川だけなのかという質問がくればどうしますか。

（事務局）

現時点でプラットフォームがあるのは淀川のみとなっているのですぐに他のところに、というわけにはいけません。基本的には地域の盛り上がりというのが重要となってきますので。

（委員）

淀川を資源としてとらえていく場合、河川管理との関係が重要になってくるかと思います。一級河川ですので、国の河川事務所等との調整も必要になってくるでしょうし。淀川というのは歴史的に言うと100年くらいなので、歴史があるかないかでいえばさほどないのかもしれませんが。とはいえ毛間閘門より上のほうはもともとの護岸から構造物等がよく見える護岸となり、様々な自然環境をどうとらえるのかという河川管理者との調整ですよね。資源については何も問題はないのですが、堤外地における樹木や生物など大景観としての意味合いを感じてほしいし、ある一定の自然というのも感じてほしいと思います。

もう一つは、今までやってきているような淀川の堤外地の高水敷からみた遠景と、沿川の上からみた流軸景と、横断景については大きく景観の構造も違います。高さ制限の時に考えていたのは背景の山並みを見切らないように自然景観をどう確保するかとかを考えて設定してきたわけで、こういった大きな自然の構造を確保しようという大景観の取組はすでに大阪府は今までやってこられたわけです。あとはミニマムな景観です。例えば春になるとアブラナが咲いてきれいだなということを多くの河川でいわれていますが、カラシナ等の外来種が入っているわけです。それを黄色いからきれいだなという景観の側面でとらえると、一方で生態系の破壊につながっているなど。合わせ技の一方で、大自然の中での自然景観をどう形成していくのか、どう感じさせていくのか。そういう手法を周辺の方々と一緒に大きな考え方を共有するなど。大きな景観をどうしていくのか以外にも、ミニマムな近くの景観を大切にしてなにかできないかというのを考えた上で、ビュースポットを決めてそれを保全していくためにみんなでやっていきましょうというスタンスが求められているような気がします。

（委員）

16ページにかかわる内容と同じで教育が大事かと思います。学校教育で景観を。すでに発見している情報を今の教育にアップデートをする必要があるかと思います。今は映像教育が進んでいるので、先ほど委員が言われたようなドローンを使った空撮などを。それは大掛かりに海から上流まで一本でつくるとかいうのではなく、その地域で活動しているエリアの部分、部分で、すぐに撮れるものとかできることもあると思います。今すぐできることをビジュアル化して、そのビジュアルを大阪の淀川の物語として持っておく。それは景観の視点で語られていて、編集次第で古地図とかもいれるというものです。今いただいた資料はとてもよくって、すでにあるものがよく見えますが、ずっと会議ばっかりやってアウトプットがでないというのではなく、今あるものでまずは作れるものがあるので、そういうプロモーションビデオを映像の教育的テキストして作っていくのはあるのかなと思いました。私自身も枚方で育ちましたので、小学校のグループ学習のなかでくらわんか市のことをやったことが今とても記憶に残っておりまして、そういうことが大事かと思います。阿寒国立公園でも仕事をしているんですが、自然しかないところだとビデオで示していくということになるので、いくつかのプロモーションビデオを見ましたが、非常にその様子が伝わってきまして、何かこういった学術的という全体方針がまとまると同時に、すぐにできることに着手していただければなと思いました。それには、教育のツールを通すとやりやすいのではないかなと思いました。

（委員）

単に質問なのですが、淀川のまちづくりプラットフォームというのが何なのかを教えていただけますか。骨子というのも、同じものが京都府で持たれているのかと想像しだすと止まらなくなるので。

（事務局）

平成29年の８月に発足したのですが、もともと淀川の沿川というのはいろいろ熱心にまちづくり活動をされているNPO団体さんですとか、観光の関係の団体さんがおられてそれぞれ独自に活動をされていました。そういう方々は自分の市域の活動に非常に熱心なのですが、どこかと連携してやるとこういういいことがあるよということで平成28年度にフォーラムを開催したり、社会実験をしたりしました。その中で皆さんがこういう一過性のものではなくて、プラットフォームとして一緒に意見交換をする場を作ったらどうですかという意見がでまして、平成29年度に意見交換をしながら連携してできることを話し合っていきましょうということでプラットフォームができました。いろいろその間、連携してできることをやってきたのですが、その中で景観というのは今年、別途検討会を立ち上げまして、皆さんで考えていきましょうという組織がありますので、今日頂いた非常に参考になる意見をもとに、プラットフォームの中で具体化に向けて検討を深めていきたいなと思います。

また、京都府はもちろん、京都市、八幡市、大山崎町さんもメンバーに入っていただいており、事務局は私どもでやらせていただいています。

（委員）

ミズベリングとかの関係はありますか。

（事務局）

それとは別にやらせていただいています。行政というよりは民間の団体が中心となってやっていますので。行政はオブザーバーとして参加させていただいている団体です。

（委員）

地元の団体、活動があるというのがキーとなっているようですね。

ご意見が色々ありましたが、今後の具体的な取り組みということで、単なる発掘・発見では物足りないという意見と、それを発信していく中で、どういう目的でやっていくのかなということが少し気になりましたということでした。つまり、淀川の魅力づくりのみですかという話で、大阪府や京都府が広域的にやられるわけですから、結果的に大阪府の魅力づくりにつながるような手段として淀川があるわけですよね。淀川の個別の最適解を求める話ではなくて、やっぱり取捨選択をしなければいけないと。大阪府、京都府、関西にとって魅力のあるものを効果的に打ち出していくという戦略がないと景観マップが延々と増えていきますよね。先ほど委員がご心配されたように、切り捨てなければならないものがでてくるでしょうし、というような将来性を考えると魅力についてオーセンシティティをはっきりとしておかなければならないと思います。

（委員）

景観マップは私の知らないものもあったり、非常に良いものかと思いますが、一方で少し感じたのは、淀川を日常的にとらえるイメージとして橋を渡るときに見る風景がありますが、そのイメージと少し乖離しているかと思いましたので、淀川全体の構造がもう少しビジュアルであったうえで、個々のスポットの魅力を発信するという。淀川の全体像は意外にみんなわかっていなくて、全体像をイメージできるように作っていただければと。やっぱり河川景観は河川が主役なので、こんな河川なんだという大枠が見えた方がいいのかなという感想です。

（委員）

委員のお話にもあったように、景観資源がちゃんと分類されており、それが整理されているのは非常にいいことだと思います。先ほど橋梁の電飾の話がありましたが、大景観の中ではライトアップしていいところと、あまりふさわしくないようなというところがあるのではないかと思います。それは沿川都市の市街地の状況、いわゆる土地利用状況とリンクしてくる話です。非常に長い線的な空間をどういうふうに縦方向に繋げていくのかというのと同時に、周辺との関係でいうと周りの都市構造、都市の発達状況、土地利用状況によって、ある一定のゾーニングがあるかもしれません。全部同じようなテーマでやるのではなくて、その周辺や堤外地の状況によって変わってきますし、場所、場所で方策も変えてらっしゃるので、その周りの景観構造を読み取って、どういう定義なのかというのを府民にどう掲示していくかというのを、周りの状況をみながら大きな方向性を分けて考えていく。トータルとしては淀川の河川の魅力付けがテーマですけど、場所によって、魅力のテーマは少し変わってくるのではないかと。例えばワンドがあったりするような場所や、堤外地がテニスコートや野球場になっているような場所では少し違うかもしれませんし、それが周辺の山並みと見え方がどう変わるかとかを、大景観の構造をとらえながら、どういう方向性を導き出してくかというのを基本方針にもう少し加えてくると周りの状況も読んでいるのだなというのがわかるとともに沿川の市町村も自分のところはどういう方向性を向いているのだというのが更に見えてくるのかと思います。

（委員）

最後に、整理させていただくとおおむね報告書はよろしいのではないかという中で、具体的な取り組みの中でいろいろご意見があったということだと思います。

景観マップの作成についても評価はされますけど今後の取り扱いのコンセプトといいますか、戦略といいますかよりブラッシュアップしていただくために検討してもらえればというコメントがあったのかなと思います。

　　　いろいろ具体的なものがでてくると意見がでてきて非常にもりあがるのですけれども、この辺にさせていただきたいと思います。

**◆公共事業における景観面でのPDCAサイクルの確立**

（委員）

二回の部会の中で方向性と検討項目が整理されています。今年度はこれで整理をして、実際の制度構築は来年度にするということです。部会の方で意見を頂戴した内容がいいのかチェックをし、全体のPDCAサイクルで検討する項目について意見をいただけたら。

（委員）

参考資料２の数字をお伺いしたいです。府下でどういう事業があってというのがわかる資料かと思うのですが。

＜事務局説明＞

（委員）

ありがとうございます。一番多いのは土木構造物で、大阪府が景観行政団体とならない区域（市町村が景観行政団体である区域）で府が事業者となる土木構造物は見えてこないということでしょうか。

（事務局）

この表の中は、府がすべて事業主体となる事業のみを記載しています。

（委員）

市町村が景観行政団体となるものも入っているということですか。

（事務局）

市町村が景観行政団体であるとか、大阪府が景観行政団体であるとかの区域としての分類分けはしています。件数については、大阪府の公共事業の設計委託の件数をあげています。市町村の事業ははいっていません。

（委員）

事業としては府の事業をとらえていることはわかりました。例えば大阪市での府の事業は入っていないということですよね。

（事務局）

例えば大阪市でいいますと、地図では③の区域となります。③の区域での事業は表に入っていないので数字は出していません。同じように③の区域の堺市における事業も入っていません。

（委員）

制度ができたらどれだけの件数が想定されるかを表したものですよね。ボリューム感を図る上での資料ですよね。しかも大阪府の権限が及ぶところのみを挙げているということですよね。

（事務局）

大阪府が景観行政団体として権限が及ぶところが地図の①の区域です。②の区域の部分とかですとそれ以外のところになります。

（委員）

②の区域の部分は景観行政団体ではあるけれども、アドバイザー制度を持たないから大阪府が制度をつくって、大きなお世話をしてあげましょうかという意味でのボリューム感ですね。

（事務局）

②の区域についてはそういうことになりますね。

（委員）

例えば対象規模を表の（２）の②に設定すると空うちになるわけですよね。制度をつくったけれども物件があがってこないということ。

（事務局）

資料２の２つ目の論点のところでもありますが、市町村でアドバイザー制度を持っているところもあるけれども、それで任せきりにするのかみたいなところがあって、市の制度に任せるのというご意見もあったんですが、一方で府の事業については、市の制度があっても府の事業については、もっと早い段階から検討する必要があり主体的に取り組む必要があるのではないかという意見もありましたので、そこについては市町村との調整がいるのではということで検討の項目として挙げています。

（委員）

趣旨はわかります。同じ行政事務ということでは名前を変えないと同じ景観アドバイザー制度ということでダブルで規制をかけることはできないですよ。

（事務局）

制度の作り方など細かいところはまだまだこれからということではありますが、地図の③の区域のアドバイザー制度を持っている市町村における府の事業の件数は表に書いていません。

（委員）

このデータは要するに制度をつくるときのボリューム感を見るということですよね。

（委員）

０だと意味がないということなんで規模設定をもう少し小さくしなければということなんでしょうけど。案件によるかと思うが、大きなもの橋とか道路とかの大計画は違う視点であげなければいけないんだろうなと漠然と思ったところです。

（委員）

アドバイスのタイミングというのはまず、最初にあるのは環境アセスだと思います。50ヘクタールだったと思うのですが、景観でやるのであれば面積は小さくした方が現実だと思います。もう一つあるのは、公共事業のガイドラインを作ったと思うのですが、なかなか周知徹底しきれていないと思いますので、それをアドバイザー制度と合わせて庁内で周知していくのがあると思う。アセスにかかわらないところで勝負していく必要もあるかと思うので、20ヘクタールとかそれぐらいの規模でどれくらい件数が発生するのか。これから公共事業の件数も伸びていくかもしれないので、特にいろいろイベントがあるので。面積の想定を決めないといけない。あんまり多すぎると負担が増えすぎるので、そのあたりをどうすり合わせるかですね。

あと、できるだけ早い構想や計画に入る段階の配置計画くらいで相談してもらった方がよいと思う。

もし可能であれば、モニタリングという話を。できあがってからの維持管理・運営管理まではいってくると良いかなと。ただ、負担が増えるので、検討いただいてないよというのもありかとは思いますが。できあがってチェックして終わりというのではなくて、そのあたりのイメージでもモニタリングというのがあればPDCAを動かしているというのがよりわかるかと思います。

（委員）

部会でもそういう同じような議論がでていましたが。ここで今日提出されている論点のまとめ方としては、非常に丸く収められていますが。今の話は論点２，３にかかる仕組みについてのご意見だと思います。いまのご指摘などを重ねて次年度検討してだすという。今年度はそういうことがわかっているのだけどもとりあえず検討しますという方向で業務を終了しておくという趣旨ですよね。議論していくと必ず先ほどの意見のように細かいところがでてきます。検討するというのはやらないことも含めて検討するというのもあるので。もう少し積極的に書くのか、主体的に取り組むとか、方向について検討するとかの表現になってしまっていますが、更に先ほどの委員のご指摘とかをもうちょっと具体的に書くのかそれは大きな決断だと思いますね。この辺でおいておこうかという感じですね。

（事務局）

当初お示ししたように二年間かけて検討していこうということで、現時点での到達点をお示しさせていただいているところでございます。本日いただいた意見を踏まえまして引き続き次年度検討していこうということでございます。モニタリングの話については、今でも維持管理段階での評価など少しニュアンスはふれてはいますが、具体的に制度としてどう落とし込むかですね。それから、規模と対象についてもあまり数が多すぎても委員のご負担にもなるでしょうし、数が少なければ空振りになって全然でてこないというのもあるかと思いますので、それなりに効果があって可能な制度を。参考資料２にもありますようにいろいろな対象の切り方があるかと思います。環境アセスの50ヘクタールや、建設事業評価のお金できるとか長さ、面積などいろいろな切り口があります。そのあたりについては具体の事例をだしながら、どこかで線を引かないといけないかと思います。

　あと、希望すればアドバイスを受けられるものと、必ず受けていただくものの二段階にするとかの検討も含めていただいた意見を踏まえて来年度検討していきたいと思います。

（会長）

こうしましょう。部会での主な意見という欄がありますので、今日の出た意見をそこに集約してもらえますか。個別の話になりますので。上のところはこういう書き方でよろしいのではないかと思いますので。下の部会での主な意見を最終委員会での意見という欄を設けていただいてそこに若干の細かいでた意見を、前の意見も含めてですね。上のグレーのところを補強するような形で。コメント集みたいなものですね。それを書いていただけたら次に忘れずにつなげられるのではないかと思います。

（委員）

府の事業については範を示していただければというのが一点。また参考資料２の中に、知事が景観上重要と認めるものを対象とするというのもありますのでそういったところでこういうものをうまく使いながら。小さいからといって無視できない事業なんかもあるかと思いますのでこういうので拾い上げるといった方法もあるのではないかというのが一点です。３点目はメンテナンスです。土木事業というのは長く使われるものが多いのでメンテナンスの時により良い景観に変えるなど、メンテナンスの事業も対象とするように考えていただければと思います。

（委員）

事業する立場からいうとコストと安全面のプライオリティが高いです。災害復旧など修復したりする場合は前の形にまず戻すというのがあります。国の支援もその分でしかでてこない。我々、自治体が特に新しいものを、身銭を切ってやるということはほとんどありません。さらに復旧の場合はスピードも要求されます。復旧工事の時には土木事業の技術革新がありますから、それにのっとって低コストでやる場合には以前の景観が変わるというのは当然にあります。つまり景観はある意味いつまでも保全するというだけでなく新しく景観を生み出すという考えも必要と思います。ですから景観と公共事業というのはデリケートの問題でなかなか一つの結論はだしにくいかと思いますが、より議論を深めていくというのは大事かと思います。

（委員）

今の意見はおっしゃる通りなんですが、阪神大震災の時に神戸市の担当者はこう言っていました。これで神戸市の景観行政は全くの０になりましたと。安全が先、復旧が先でということで。

ただ、私は日常的に景観というものを考えるというのもあるんじゃないのというのも最近の傾向ではないかと思いますし、特にインバウンドなど結局金儲けになるという話もありますし。そういわないで景観も考えましょうよというのはあるかと思います。

（委員）

③の地域ではさんざんアドバイス言われているわけですよね。その受けたアドバイスの経験がどう蓄積されて、どうフィードバックされているのかを来年度お調べいただくのがいいかと思いました。そこでアドバイス貰ってフィードバックできるのであれば、それ以外の地域でそんなに一生懸命アドバイスを受けなくても当然品質が上がっていくと思いますので。そういう既存の情報もうまくいかせていければと思います。

（事務局）

資料はアドバイザー制度を持つ市町村における府事業は抜いたままにしておりますのでその分は調べます。アドバイザー制度を持つ岸和田市とか大阪市でもあると思うので、そういったところでどのような実績があるかを調べましてそのような中でも府として広域自治体として市町村さんのアドバイザー制度とうまく連携して、できるだけ内部的にも事前にチェックをしまして、市町村さんのアドバイザー制度にうまくのるための制度を検討していきたいなと思います。

（委員）

アドバイスを受けたことをカルテみたいに残しておいて、こういうことを言われるんだというのをフィードバックできればよい。制度にのっとらずにそれなりにうまく設計ができるようになるのではないかと思います。

（委員）

例えば吹田市で府道の事業があった際に、これは大阪府さんの事業なんでというところが景観行政団体にも関わらずそういうような雰囲気があったりします。そうすると府の担当者さんもその市のアドバイスをきっちりと受けないといけないといった意識が至っていないというのも無きにしも非ずなので、そういった意識づくりも一緒に考えていかなければならないと思います。

（委員）

ちょっとあまりにもぼんやりしているといいますか。会長がおっしゃったようにメモでもいいので、部会で出た意見を含めてですね。もうちょっと具体的な話が実際は行われているというのが伝わらないと来年一年で実行できるように繋がらないと思います。一年目で出た言葉が、多少そこが物議をかもしだしても、やっぱりこの道にはいけないねというのがわかるという良さもあるので、あまりにも漠然としている気がしますので、是非メモをお願いします。

（委員）

叱咤激励をいただいたということで。

（委員）

3番目のアドバイスの仕組みの検討という中で、「必ずアドバイスを受けるような仕組み」と「希望すればアドバイスを受けることができる仕組み」の２本立てとして対象規模等を検討するというのがありますが、とてもいいことかと思っていますので、それをもとに具体的な制度設計をしていただければと思います。

どのタイミングでアドバイザーの検討がいいのかというのですが、きちんとした会議という形でなくてもいいのでできるだけ早い段階でというのが部会でもあった意見かと思いますが、その理由はPDCAのイメージ図の中に目標設定というのがあるかと思いますが、この議論がほとんどのアドバイザー制度でそれがされていないままでてきて、できることに話がどうしてもいってしまう。かなり具体の、規定の中で具体的になにができるかという議論になってしまう。もう一つ前の、例えば土木系のものだと何が景観上実現する事項なのかというのを議論するには立ち上げの当初にちかいところで意見を交わすというのが有効かと思いますので。併せて検討いただけるといいかと思います。

土木の件数が多いと予測されるが、土木事業の対象を決定するのはなかなか難しいと思います。建築だとある程度の規模論がわかるんですが、土木ですと標準断面図みたいなところがあって、そこをどう切り分けるか。その中でこれからの議論になるかと思いますが、一つは場所でというのがある。例えば橋梁でいうと大きさに限らず淀川にかかるものはすべて対象にするとかですね。あるいは夜間景観が大事な場面というところでは光があたるところのものを対象にするとかですね。そういう議論があってもいいのかなと思います。

（委員）

今の土木事業の話は、土木の中村良夫先生が作られた景観の土木の類型分けと建築屋がつくる景観の類型分けが若干違うんだなと感じたことを思いだしました。今の議論で、方向性のところは東西南北くらいの方向しか書いていませんが、実は８つくらいに分けて書くのか、16個くらいに書くのかというそういう違いが、政策を議論するときには必ず議論に上がります。どれくらいの密度で切り分けていくのかというのがあります。ここでは４つくらいの方向性のイメージということだと思います。ということで、こういうことで方向性をこのくらいで納めさせていただきたいと思います。

**◆ビュースポット（視点場）の発掘と情報発信**

（委員）

写真の募集期間をある程度限定しなくてよいのでしょうか。ここ５年くらいか３年くらいなど何か限定をしなくてよいか。今回はテーマを設定しないというのは良い。ただ、ガイドブックに載っているようなみんなが知っているような景観を出してもらうというのも大事かと思うが、それに加えてマニアックかもしれないが、ここはとっておきで誰も知らないけど非常にすごいという場所も欲しい。（ちょっと街中で昭和のレトロ感がでている景観とか、生活景とか。）チラシの事例の写真を見ると誰もが知っている写真ばかりが載っているので誰も知らないけど非常にすごいという場所も募集しているというのがわかる写真を載せるというのもあるかと思う。

（事務局）

募集期間を限定しないことについては、募集要項の写真に関するお願いのところで「応募写真と現地の様子が著しく異なったものではないものとしてください」とお伝えしています。現地に行って明らかに写真と違うものは除外するなどで対応したいと思います。チラシの写真の件については、選定の視点にも「一般にあまり知られていない個性豊かで多彩な大阪の景観を眺めることができる場所」というのを挙げているので、それがわかるように「生活景」のような写真もチラシの表紙にいれこむような形で考えたいと思います。

（委員）

一般からの募集写真はそのままでは使えないのでは。顔が写っているなどの肖像権などの問題があるから。そのあたりの調整は別で。応募の写真と広報するときの写真は一緒でなくてもよいのではないでしょうか。

（事務局）

発信の際に使う写真については注意していきたいと思います。

（委員）

HPだけだと場所がわからない。「泉南ナビ」というアプリを作っている。今いる場所からスマホをかざすと、登録している場所までの方向、距離などがわかるのを作っている。観光目的でやっているので飲食店なども載っているが。そういうのも参考にしてもらえればと思う。また、ヤマザクラがきれいな場所があるが、一般にあまり知られていない。あまり人が来られると困るところもあるが。そういう知られていないけど素晴らしいスポットをビュースポットで選んでいってほしいと思う。

（事務局）

今後の参考とさせていただきます。

（委員）

皆さんが「はっ、とおどろいたで賞」みたいなものを作るのはどうでしょうか。単にきれいなところというのではなくて、感心したで賞とか。なんかそういう枠を作ってそういう賞をめざすなど。もちろんグランプリはグランプリであっていいのだけども。一般的なビューではなくて、「ヘ―そうなんだ」といったようなものがとる賞を工夫するなど、そういう形で募集をしたら若い人たちも面白がって投稿するとかあるのかもしれません。

（委員）

第１回目の景観審議会の悪い景観を募集すると同じような話で。今の個性ある景観をどうするかと。昔、路上観察学会というのがあって、奇妙な、絶対に他にないような景観ばかりを集めてきて、そいつを紹介するものを作ったりしていましたがバカ売れしましたね。

（委員）

今のユーチューバーもそういうことをして、注目を浴びるというのがある。そういう人たちにも積極的に参加してもらうというと盛り上がるのではないでしょうか。

（委員）

これは選定の視点に一行加えるかどうかですね。大阪には舞台美術というのが昔からある。カニが動くのが大阪的というのがまずでてくる。それがいいというのか個性があるというのか。今回のビュースポットの選び方の中にはその視点がちょっと入っていなかったというのはありますね。

（委員）

できるだけ多様な視点で。観光ガイドブックに載っている以外の個性的なものが期待されているというのであればきっと応募する年齢は下がると思う。若者は視点が違うので。最後に選ぶかどうかは別として、非常におもしろいものがでてくるというのはありなのではないかと思う。

（委員）

学生に講義するときに、そういうことを伝えるときは「おもろい景観」として伝える。要するに「interest」な景観という。

（委員）

学生は写真をとることに慣れています。いわゆるインスタ映え。若い彼らは見つけるのが上手なので、そういうものが選定の対象に入ってきて、引き上げられるようにしてどうか。募集の際もそういうところに発信してもらって。インスタの発信にもおもしろい事例もいれておけばいいと思う。おもしろいというのはinterestという意味で。バカげているというのではなくて、現代美術のようなものもいれておけば幅がでてくるのではないでしょうか。

（委員）

応募者名の公表をどうするのか。例えば〇〇通りから見た景観など場所を特定しにくいものが何点かでてきたときにある程度類型化しないといけない。そういった似たようなものが100名から出てきた場合に全員名前を公表するかどうかですね。こう書いていれば必ず公表しないといけないようになるのではないかと気になった。公表した方が応募者はうれしいと思うので公表することに対しては賛成だが、後処理が苦労されないでしょうか。

（委員）

応募者本人の写真を発信の際に使うかどうかというのがポイントですね。おそらく肖像等の問題で使えないというのは再撮されるかと思うが、応募してくる人達はおそらく自分の写真を使ってほしいと思って出してくると思う。同じ場所、プロポーションでとっても写真の出来栄えで審査の時点でどうしても印象が入ってしまうので、もし再撮して発信するのであればその旨を書いといてあげないと残念がるかと思います。

（委員）

編集権は大阪府に帰属するというのを注意書きで小さい字で書いておいた方がいいと思います。写真差し替えとか少し変えて出すというのは大阪府がやるというのは書いといたほうがよいと思う。

　あまり具体的に明記するというよりは、編集権があるくらいにしておいた方がいいかと思う。

（事務局）

チラシのその他のお願いの欄の上から４つ目にあるように「応募いただいた写真の著作権は大阪府に帰属するものとし、広報等の際に加工等を行う場合があります。」というような言い方を考えています。写真をちょっとぼかすとかあるのかと思いそういう記載をしています。

（委員）

ビュースポットという言葉が一般的にどこまで浸透しているかというのが疑問にある。できるだけビュースポットとは何かをわかるような表現にしてもらえればと思う。視点場というのはなんとなく漢字で雰囲気はわかるが。例えば小学校とかでも理解できるように。全部ひらがなで書けとはいいませんけど。（チラシ表紙の）下の文章の「眺めることができる場所」の後ろに「（ビュースポット）」というふうに入れてはどうでしょうか。後ろのところの説明書きのところと同じように。

（事務局）

そのように対応したいと思います。

（委員）

以上のご意見を踏まえて最終案を策定して募集していただければと思います。